## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代行が旧直守に示る以来の手形計画音					
1	政策評価の対象とした政策 NISA の抜本的拡充等 の名称					
	の石が					
2	対象税目 ① 政策評価の	法人税:義(国税1	·			
	対象税目	法人住民税:義、		也方税1)		
	② 上記以外の	所得税:外、個人作	住民税:外			
	一 税目 税目	「此記」				
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】				
4	内容	《現行制度の概要》				
		NISA 口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非				
		課税となる制度。		- -	·	
		10.267 64 45 55	つみたて NISA	一般 NISA <sup>※1</sup>	ジュニア NISA	
		投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	2023 年まで	
		非課税	20 年間	5年間	5年間※2	
		保有期間				
		年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円	
		非課税限度額	800 万円	600 万円	400 万円	
			長期の積立・	上場株式、	上場株式、	
		対象商品	分散投資に適	ETF、REIT、株	ETF、REIT、株	
			した株式投信	式投信	式投信	
		対象年齢	20 歳※3 以上	20 歳*3 以上	20 歳 <sup>※3</sup> 未満	
		※1 令和 2(2020)年度税制改正において、2 階建ての「新しい一般				
		NISA」に改正済(2024 年 1 月施行予定)				
		※2 ただし、18 歳まで非課税で保有可能とする特例あり				
		※3 2023 年以降は 18 歳				
		《要望の内容》				
		貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める観点から、NISA(少				
		額投資非課税制品	度)の抜本的拡充:	その他所要の措置	置を講ずること。	
		《関係条項》				
		租税特別措置法領				
		地方税法附則第二		35条の3の3	まか	
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課				
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令	·和4年8月			
	象期間	分析対象期間:令和元年度~令和 24 年度				
7	創設年度及び改正経緯					
		平成 28 年(2016	年)4月 ジュニア	NISA 開始		
		平成 30 年(2018				
	호 III = / L 7 로 드 Harea	令和6年(2024年	)1月 新しいー	般 NISA 開始予定		
8	適用又は延長期間	恒久措置とする。				

			_, ,,	
9	必要性 等	1	政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めること。
	寺		ひその根拠	財畜から投資へのシアトを大胆・扱本的に進めること。 《政策目的の根拠》 ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への分配と投資 (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産 が3倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点分野(1)人への投資(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」) 我が国の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けた iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘
				導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。
		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	Ⅱ -1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		3	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の貯蓄から投資へのシフトを促すこと。 (測定指標) NISA 口座数、NISA 口座における残高
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制上の措置を講ずることにより、投資しやすい環境を創出し、上記の 目標実現に寄与する。

10 有効性	① 適用数	ONISA 口座数							
等					1)	単位:万口座)			
		年末	令和 1	2		3			
		つみたて NISA	189	303		518			
		一般 NISA	1,175	1,22		,247			
		ジュニア NISA	35	45		72			
		計	1,399	1,56	8 1	,837			
		(出典)金融庁「NIS				,,,,,,			
	② 適用額	ONISA 口座におけ		H-1 3	(単				
		年末	令和						
		区分	1	2		3			
		つみたて NISA	0.3	0.7		1.7			
		一般 NISA	8.2	8.3		10.1			
		ジュニア NISA	0.1	0.2		0.5			
		計	8.6	9.2		12.3			
						12.5			
	③ 減収額	ONISA 口座におけ							
	3			在前7		(単位:億円)			
		年	令和	2		3			
		区分	1						
		所得税	243	254		321			
			個人住民税 81 85 107						
			(注)NISA 口座における残高(各年末)に、株式平均利回り(R1:						
			1.88%、R2:1.84%、R3:1.74%) <sup>※</sup> 及び税率(所得税 15%、個人住民						
		税 5%)を乗じて							
		※日本取引所グル	※日本取引所グループが公表している「株式平均利回り」(東証第一						
		部、単純平均利回り、各年 12 月中)							
	④ 効果	《政策目的の達成物	犬況及び達用	成目標の実現	,状況》				
		NISA については	NISA については、以下のとおり着実に普及が進んでいる。特に、つ						
			みたて NISA については、20 代~40 代が全体の 7 割を占めており、若						
		年層にも投資への記	年層にも投資への意識が浸透しつつある。						
			年末	令和	_				
		区分		1	2	3			
		NISA 口座数合計	(万口座)	1,399	1,568	1,837			
		NISA 口座残高合		8.6	9.2	12.3			

		(5)	税収減を是認する理由	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 NISA 導入以降、20 代~40 代を中心に、投資をしている人や投資に関心がある人の割合が増加している。  (***********************************
			<b>等</b>	もに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、NISA の抜本的拡充の方向性が示されている。
11	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISAの抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、妥当である。
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISAの抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、相当である。
12	有識者の見解		¥	
13	i3 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			